

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

売価還元法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法。但し、平成10年4月1日以降、新規に取得した建物（建物附属設備を除く）及び事業用定期借地権付建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び設備 5～20年、構築物 18～20年、器具備品 6～8年

（会計方針の変更）

事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、定率法（平成10年4月1日以降、新規に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、建物自体の合理的耐用年数を適用しておりましたが、当該契約期間を耐用年数とする定額法に変更しました。なお、この変更による影響額は軽微であります。

無形固定資産.....定額法

長期前払費用.....均等償却

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金.....従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金.....従業員の退職金の支給に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（270,812千円）については3年間で均等償却することとし特別損失に計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金.....役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、これは商法第287条ノ2に規定する引当金であります。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 追加情報

(1) 退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成15年2月28日現在）

退職給付債務	531,769千円
未認識数理計算上の差異	43,038千円
会計基準変更時差異未処理額	90,270千円
退職給付引当金	398,460千円

3. 退職給付費用に関する事項（自平成14年3月1日 至平成15年2月28日）

勤務費用	85,528千円
利息費用	9,417千円
会計基準変更時差異の費用処理額	90,270千円
数理計算上の差異の費用処理額	12,125千円
退職給付費用合計	197,342千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
数理計算上の差異の処理年数	発生年度の翌年から5年間
会計基準変更時差異の処理年数	3年間均等償却

(2) 税効果会計

繰延税金資産の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金損金算入限度超過額	46,320千円
未払事業税	90,562千円
その他	32,638千円
計	169,520千円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金損金算入限度超過額	132,170千円
その他	29,764千円
計	161,934千円
繰延税金資産合計	331,455千円

3. 貸借対照表関係の注記

(1) 支配株主に対する債権及び債務

短期金銭債権	3,088千円
長期金銭債権	61,167千円
短期金銭債務	951千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,034,554千円

(3) 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店内陳列什器及びPOS端末機等をリース契約により使用しております。

(4) 1株当たりの当期利益

141円25銭

4. 損益計算書関係の注記

支配株主との取引高

営業取引以外の取引高

68,403千円